

( 資 料 )

選挙運動公費負担（公営）の手引き  
（自動車、ビラ及びポスター）

苅田町選挙管理委員会

令和5年6月

## 目 次

### 選挙運動費用の公費負担（選挙公営）制度について

1	制度の概要	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額について	2
	（1）選挙運動用自動車の使用	
	（2）選挙運動用ビラの作成	
	（3）選挙運動用ポスターの作成	
5	選挙が無投票になった場合の適用	3
	（1）選挙運動用自動車に関する費用	
	（2）選挙運動用ポスター及びビラの作成費	
6	諸手続	3
	（1）契約締結と契約届出	
	（2）確認申請	
	（3）使用（作成）証明書の交付	
	（4）費用の請求	
○	手続き及び様式記載例	6
	・選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	7
	・選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	12
	・選挙運動用自動車の使用（燃料代）	17
	・選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	23
	・選挙運動用ビラの作成	27
	・選挙運動用ポスターの作成	34
○	選挙運動費用の公費負担制度 Q & A	41
○	参考様式 契約書記載例	53

## 選挙運動費用の公費負担（選挙公営）制度について

### 1 制度の概要

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

### 2 公費負担の種類

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

これらのほか、選挙運動用の通常はがきが指定郵便局から交付されます。

### 3 対象となる候補者

町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

町長選挙 供託物没収点	有効投票総数 × $\frac{1}{10}$
議会議員選挙 供託物没収点	$\frac{\text{有効投票総数}}{\text{議員定数 (16人)}} \times \frac{1}{10}$

#### 【参考】供託物没収点

町長選挙（平成29年10月29日執行）の場合

$$\text{有効投票総数 } 14,378 \text{ 票} \times \frac{1}{10} = \underline{\underline{1437.800 \text{ 票}}}$$

町議会議員選挙（令和元年9月29日執行）の場合

$$\frac{\text{有効投票総数 } 15,166 \text{ 票}}{\text{議員定数 } 16 \text{ 人}} \times \frac{1}{10} = \underline{\underline{94.787 \text{ 票}}}$$

#### 4 公費負担の限度額について

##### (1) 選挙運動用自動車の使用

(表中の単価は、消費税を含む。)

区 分		公費負担の対象	公費負担の限度額
1 一般運送契約 (ハイヤー契約)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)	各日について 64,500円
2 その他の契約	ア 自動車借入契約 (レンタカー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (1日につき1台に限る)	各日について 16,100円
	イ 燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円 × 選挙運動日数
	ウ 運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額 (1日につき1人に限る)	各日について 12,500円

【注意】 1の契約と2の契約は、どちらかの選択となります。最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

##### (2) 選挙運動用ビラの作成

(表中の単価は、消費税を含む。)

公費負担の対象	作成限度枚数	限度額 (単価)	公費負担の限度額
選挙運動用ビラ(2種類以内)の作成費用 【規格】長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル(A4版)以内	議員 1,600枚 町長 5,000枚	7円73銭 (1枚あたり)	議員 7円73銭×1,600枚 =12,368円 町長 7円73銭×5,000枚 =38,650円

【注意】 選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用の内、1枚あたりの単価限度額と配布できる枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担をします。

ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名、及び住所(法人の場合は、名称及び所在地)を記載する必要があります。

また、選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

【頒布方法】 新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

### (3) 選挙運動用ポスターの作成

(表中の単価は、消費税を含む。)

公費負担の対象	作成限度枚数	限度額 (単価)	公費負担の限度額
選挙運動用ポスターの作成費用 【規格】タブロイド型 (長さ 42 センチメートル、幅 30 センチメートル以内)	69 枚 (掲示場数)	(541 円 31 銭 × 69 か所 (掲示場数) + 316,250 円) ÷ 69 か所 (掲示場数) = 5,125 円 【注意】1 円未満の端数は 1 円に繰り上げます	69 枚 × 5,125 円 = 353,625 円

【注意】 苅田町のポスター掲示場の設置数 (69 か所) と、ポスター1 枚あたりの単価限度額それぞれを上限として算出した金額を公費負担します。

## 5 選挙が無投票になった場合の適用

### (1) 選挙運動用自動車に関する費用

選挙が無投票となった場合は、届出日 (告示日) 1 日のみが対象になります。

### (2) 選挙運動用ポスター及びビラの作成費

選挙になった場合と同様に、公費負担限度額の範囲内で公費負担となります。

## 6 諸手続

### (1) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

区分		契約の相手方	
自動車	一般運送契約	一般乗用旅客自動車運送業者 (ハイヤー・タクシー業者等)	
	その他の契約 (個別契約)	自動車	レンタカー業者、自動車を所有する知人等 ※候補者と生計を一にする親族との間で契約した場合には、親族がレンタカー業を営む場合を除いて対象とならない
		運転手	運転手 ※候補者と生計を一にする親族との間で契約した場合には、親族が自動車運転を業としている場合を除いて対象とならない
		燃料	燃料の供給者 ※候補者と生計を一にする親族と契約した場合には、親族が燃料の供給を業としている場合を除いて対象とならない
ビラ		ビラの作成を業とする者	
ポスター		ポスターの作成を業とする者	

#### 【契約の届出】

- |        |               |          |
|--------|---------------|----------|
| ① 届出先  | 苅田町選挙管理委員会    |          |
| ② 届出期日 | 契約が立候補届出の前の場合 | 立候補届出のとき |
|        | 契約が立候補届出の後の場合 | 契約締結後直ちに |
| ③ 添付書類 | 業者等との契約書の写し   |          |

## (2) 確認申請

次の①について公費負担の適用を受けようとする場合は、選挙管理委員会への確認申請が必要となります。

### ① 確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の範囲内の確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数（掲示場数）の範囲内の確認

### ② 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手方ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

### ③ 確認申請書の提出先 苅田町選挙管理委員会

### ④ 確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## (3) 使用（作成）証明書の交付

上記（1）の契約の届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに次の「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

- ・ 選挙運動自動車使用証明書（燃料供給の場合は、給油伝票の写しを添付）
- ・ ビラ作成証明書
- ・ ポスター作成証明書
- ・ 使用（作成）証明書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

## (4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、苅田町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

### ① 請求書の提出の際の注意

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

### ② 請求書の提出先

苅田町選挙管理委員会事務局 苅田町富久町1丁目19番地1  
TEL 093-434-1967

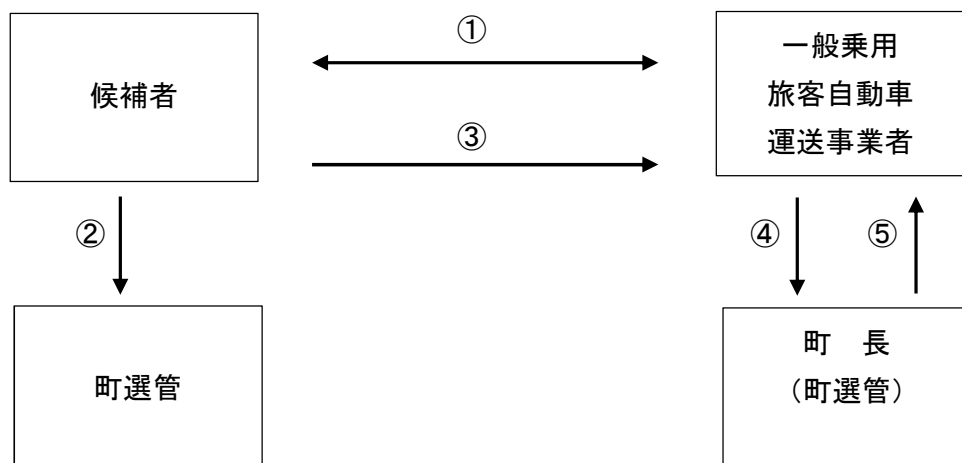
③ 請求に必要な書類

区分	必要書類	書類
一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約 による場合 (ハイヤー・タクシー)	① 請求書 (選挙運動用自動車の使用) ② 請求内訳書 ③ 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	様式第7号 (その1) 様式第7号 (その1) 別紙 (その1) 様式第4号 (その1)
選挙運動用自動車の使用 上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	① 請求書 (選挙運動用自動車の使用) ② 請求内訳書 ③ 選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)	様式第7号 (その1) 様式第7号 (その1) 別紙 (その2) 様式第4号 (その1)
燃料代	① 請求書 (選挙運動用自動車の使用) 給油伝票添付 (給油月日、車両番号、 給油量及び給油金額がわかるもの) ② 請求内訳書 ③ 選挙運動用自動車使用証明書 (燃料) ④ 確認書 (自動車燃料代)	様式第7号 (その1) 様式第7号 (その1) 別紙 (その3) 様式第4号 (その2) 様式第3号 (その1)
運転手の報酬	① 請求書 (選挙運動用自動車の使用) ② 請求内訳書 ③ 選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)	様式第7号 (その1) 様式第7号 (その1) 別紙 (その4) 様式第4号 (その3)
選挙運動用ビラの作成	① 請求書 (ビラの作成) ② 請求内訳書 ③ ビラ作成証明書 ④ 確認書 (ビラ作成枚数)	様式第7号 (その2) 様式第7号 (その2) 別紙 様式第5号 様式第3号 (その2)
選挙運動用ポスターの作成	① 請求書 (ポスターの作成) ② 請求内訳書 ③ ポスター作成証明書 ④ 確認書 (ポスター作成枚数)	様式第7号 (その3) 様式第7号 (その3) 別紙 様式第6号 様式第3号 (その3)

## 【手続き及び様式記載例】



選挙運動用自動車の使用  
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)  
 ハイヤー・タクシーの借上げ



順	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その1)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

**ハイヤー方式の場合**

契約届出書(選挙運動用自動車の使用)

**告示日以降の日を記入**

令和5年9月19日

荻田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 **荻田町議会議員一般** 選挙  
候補者 **荻田太郎**

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額(円)	
令和5年 9月14日	株式会社〇〇タクシー 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	令和5年9月19日から 令和5年9月23日まで	275,000円	
				<b>1日につき55,000円(税込み)で 9/19から9/23までの5日間の契約をした場合の記載例</b>

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額(円)	
自動車の借入れ					
運転手の雇用					
燃料代					

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 候補者本人が届け出る場合においては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合においては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**ハイヤー方式の場合**

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年9月25日

**選挙翌日以降の日付を記入する。**

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙  
候補者 荻田太郎

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	株式会社〇〇タクシー 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備 考
普通自動車 北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	令和5年9月19日	55,000	
//	令和5年9月20日	55,000	
//	令和5年9月21日	55,000	
//	令和5年9月22日	55,000	
//	令和5年9月23日	55,000	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに  
等に提出してください。
- 2 運送事業者等が荻田町に支払を請求するときは、この証明書
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等へ、荻田町に  
支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。  
 (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円  
 (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ  
以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となる  
のは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載  
してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以  
上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限  
られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動  
車以外の選挙運動用自動車については、荻田町に支払を請求することはできません。

**1日につき55,000円(税込み)で  
9/19から9/23までの5日間の契  
約をした場合の記載例**

ハイヤー方式の場合

様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年9月29日

荻田町長 様

氏名又は名称及び住所 荻田町富久町〇丁目〇番地  
並びに法人にあっては 株式会社〇〇タクシー  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

荻田町議会議員及び荻田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 275,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 荻田太郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇タクシー ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇タクシー 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、荻田町に支払を請求することはできません
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙(その1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

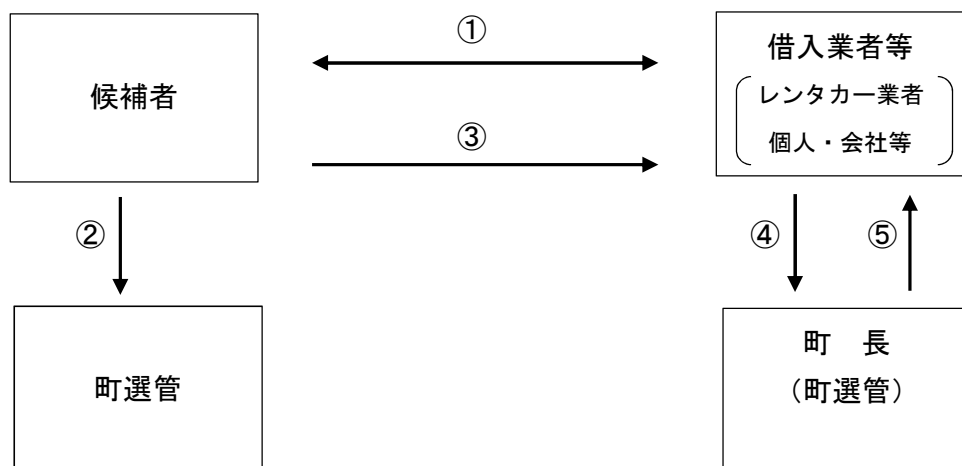
使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和5年 9月19日	55,000円×1台 =55,000円	64,500円×1台 =64,500円	55,000円	
令和5年 9月20日	55,000円×1台 =55,000円	64,500円×1台 =64,500円	55,000円	
令和5年 9月21日	55,000円×1台 =55,000円	64,500円×1台 =64,500円	55,000円	
令和5年 9月22日	55,000円×1台 =55,000円	64,500円×1台 =64,500円	55,000円	
令和5年 9月23日	55,000円×1台 =55,000円	64,500円×1台 =64,500円	55,000円	
計			275,000円	

運送契約の基準限度額は、  
1日64,500円です。

請求金額欄には、運送金額(ア)  
と基準限度額(イ)の少ない方の  
金額を記載する。

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用  
(個別契約)  
自動車の借入れ



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第4号(その1)】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その2)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

**自動車・運転手・燃料の個別契約の場合**

契約届出書(選挙運動用自動車の使用)

**告示日以降の日を記入**

令和5年9月19日

荻田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙  
候補者 荻田太郎

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日 年 月 日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額(円)	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額(円)	
自動車の借入れ	令和5年 9月10日	株式会社〇〇レンタカー 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	令和5年9月14 日から令和5年 9月23日まで	132,000	
運転手の雇用	令和5年 9月14日	福岡次郎 荻田町富久町〇丁目〇番地	令和5年9月19 日から令和5年 9月23日まで	50,000	契約単価 を記載
燃料代	令和5年 9月14日	株式会社〇〇石油 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	北九州〇〇 あ〇〇〇〇	20,000	150円/ℓ

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」  
「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料  
車登録番号又は車両番号を記載してくださ
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結  
お、2の「契約内容」欄の「契約金額」に
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本  
にあつては委任状の提示又は提出及び当該代  
ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

**記入例の参考金額の例**

- ① 自動車の借入れ 1日につき13,200円で9/14から  
9/23まで(10日間)の例
- ② 運転手の雇用 1日につき10,000円で9/19から  
9/23まで(5日間)の例
- ③ 燃料代 1ℓにつき150円の単価で契約の例

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年9月25日

**選挙翌日以降の日付を記入する。**

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙  
候補者 荻田太郎

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以外 の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	株式会社〇〇レンタカー 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額(円)	備 考
普通自動車 北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	令和5年9月19日	13,200	
//	令和5年9月20日	13,200	
//	令和5年9月21日	13,200	
//	令和5年9月23日	13,200	
//	令和5年9月23日	13,200	

備考

- この証明等に提出し
- 運送事業
- この証明
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、荻田町に支払を請求することはできません。

**契約期間全体ではなく、  
公費負担に該当する期間  
9/19 から 9/23 までの 5 日間  
について記載すること。**

**1日につき13,200円(税込み)で  
9/19 から 9/23 までの 5 日間の契  
約をした場合の記載例**



様式第7号(その1)(第6条関係)

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年9月29日

苅田町長 様

氏名又は名称及び住所 苅田町富久町〇丁目〇番地  
並びに法人にあっては 株式会社〇〇レンタカー  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 66,000円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 苅田太郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇レンタカー ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇レンタカー 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、苅田町に支払を請求することはできません
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙(その2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

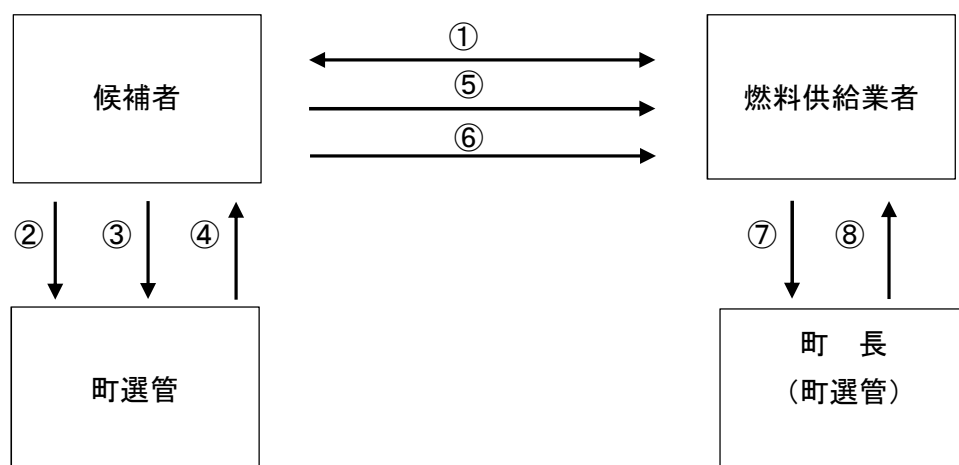
使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和5年 9月19日	13,200円×1台 =13,200円	16,100円×1台 =16,100円	13,200円	
令和5年 9月20日	13,200円×1台 =13,200円	16,100円×1台 =16,100円	13,200円	
令和5年 9月21日	13,200円×1台 =13,200円	16,100円×1台 =16,100円	13,200円	
令和5年 9月22日	13,200円×1台 =13,200円	16,100円×1台 =16,100円	13,200円	
令和5年 9月23日	13,200円×1台 =13,200円	16,100円×1台 =16,100円	13,200円	
計			66,000円	

借入契約の基準限度額は、  
1日16,100円です。

請求金額欄には、借入れ金額(ア)  
と基準限度額(イ)の少ない方の  
金額を記載する。

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用自動車の使用  
(個別契約)  
燃 料 代



順	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 (13頁参照)	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	確認申請書(自動車燃料代) 【様式第2号(その1)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	確認書(自動車燃料代) 【様式第3号(その1)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号(その2)】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その3)】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町長⇒燃料供給業者)		

確認申請書(自動車燃料代)

告示日以降の日付を記入する。

令和5年9月〇〇日

苅田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般 選挙

候補者 苅田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次の自動車燃料代につき、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和5年9月14日 契約書の契約日を確認。

2 契約の相手方の氏名又は名称 株式会社〇〇石油  
代表者の氏名(法人の場合) 代表取締役 〇〇 〇〇  
住 所 苅田町富久町〇丁目〇番地

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
北九州〇〇 あ 〇〇〇〇

4 確認申請金額 18,375円 限度額の38,500円以内である  
ことの確認。(7,700円/日×5日)

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	0円	0円
今回の購入金額(b)	18,375円	18,375円
燃料代計(a)+(b)	18,375円	18,375円
備 考		選挙運動期間中に給油した合計。 例) 150円/1ℓの単価で契約し、122.5ℓの 燃料供給を受けた場合。

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代についてのみ提出してください。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その1)(第3条関係)

燃料代確認申請書(様式第2号その1)の  
提出後に選挙管理委員会から交付する。

確認番号 第 号

確 認 書(自動車燃料代)

令和5年9月〇〇日

苅田町選挙管理委員会委員長 三 溝 博 印

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 苅 田 太 郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
北九州〇〇 あ 〇〇〇〇
- 4 確 認 金 額 18,375円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、苅田町に支払を請求することはできません。

令和5年9月25日

**選挙翌日以降の日付を記入する。**

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙  
候補者 荻田太郎

**選挙運動期間中に限ります**

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇石油 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量(ℓ)	燃料供給金額(円)	備考
令和5年9月19日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	30.5	4,575	
令和5年9月20日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	18.2	2,730	
令和5年9月21日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	26.3	3,945	
令和5年9月22日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	12.2	1,830	
令和5年9月23日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	35.3	5,295	

- ・ 給油伝票の写しを添付すること
- ・ 契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
- ・ 給油日、給油した自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額が確認できること。

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が荻田町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、荻田町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年9月29日

苅田町長 様

氏名又は名称及び住所 苅田町富久町〇丁目〇番地  
並びに法人にあつては 株式会社〇〇石油  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 18,375円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 苅田 太郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇セキユ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇石油 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、苅田町に支払を請求することはできません
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が提出する場合にあつては本人確認書類提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙(その3)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年 9月19日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	150円×30.5ℓ =4,575円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>確認書に記載された 金額を記入する。</b> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>請求金額欄には、(ア)又は (イ)の「計」欄のうち少 ない方の金額を記入する。</b> </div>	
令和5年 9月20日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	150円×18.2ℓ =2,730円			
令和5年 9月21日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	150円×26.3ℓ =3,945円			
令和5年 9月22日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	150円×12.2ℓ =1,830円			
令和5年 9月23日	北九州〇〇 あ 〇〇〇〇	150円×35.3ℓ =5,295円			
計		18,375円	18,375円	18,375円	

請求できるのは、確認書（自動車燃料代）に記載された選挙運動用自動車で、選挙運動期間中に給油した販売金額。  
例) 150円/ℓの単価で契約し、122.5ℓの燃料供給を受けた場合。

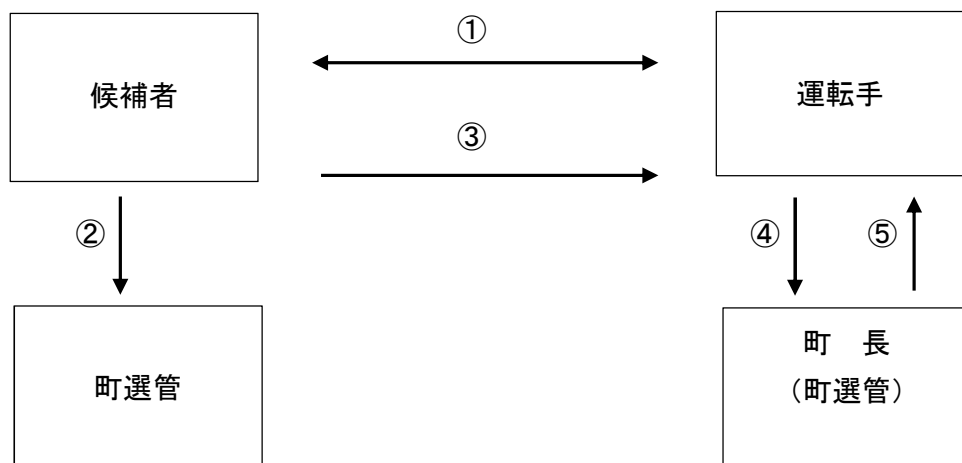
請求金額欄には、(ア)又は(イ)の「計」欄のうち少ない方の金額を記入する。

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



選挙運動用自動車の使用  
(個別契約)  
運転手の雇用



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第1号(その1)】 (13頁参照)	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第4号(その3)】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号(その1)】 請求内訳書【別紙(その4)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和5年9月25日

**選挙翌日以降の日付を記入する。**

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙

候補者 荻田太郎

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運 転 手	住 所	荻田町富久町〇丁目〇番地	
	氏 名	福 岡 次 郎	
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額 ( 円 )	備 考	
令和5年9月19日	10,000		
令和5年9月20日	10,000		
令和5年9月21日	10,000		
令和5年9月22日	10,000		
令和5年9月23日	10,000		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が荻田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、荻田町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、荻田町に支払を請求することはできません。

請 求 書  
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年9月29日

苅田町長 様

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
**苅田町富久町〇丁目〇番地  
福 岡 次 郎**

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 **50,000円**
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 **令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般選挙**
- 4 候補者の氏名 **苅 田 太 郎**
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	<b>〇〇銀行</b>	本・支店名	<b>〇〇支店</b>
預金種別	<b>普通</b>	口座番号	<b>〇〇〇〇〇〇〇</b>
フリガナ	<b>フクオカ ジロウ</b>		
口座名義	<b>福 岡 次 郎</b>		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに確認書(自動車燃料代)及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、苅田町に支払を請求することはできません
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙(その4)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年9月19日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年9月20日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年9月21日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年9月22日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和5年9月23日	10,000円	12,500円	10,000円	
計			50,000円	

選挙運動用自動車の運転業務に従事した年月日ごとの報酬額を記入してください。

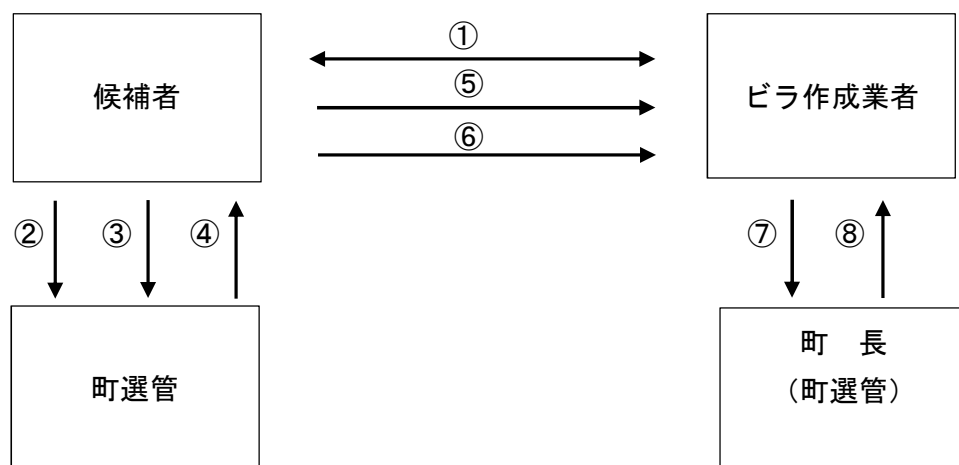
例) 1日10,000円の単価で契約し、5日間雇用された場合。

運転手の雇用基準限度額は、1日12,500円です。

請求金額欄には、(ア)又は(イ)の「計」欄のうち少ない方の金額を記入する。

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

## 選挙運動用ビラの作成



順序	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書 (ビラ作成) 【様式第 1 号(その 2)】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	確認申請書 (ビラ作成枚数) 【様式第 2 号(その 2)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	確認書 (ビラ作成枚数) 【様式第 3 号(その 2)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第 5 号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書 (ビラの作成) 【様式第 7 号(その 2)】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書 ビラの見本
⑧	経費の支払 (町長⇒ビラ作成業者)		

契約届出書(ビラ作成)

告示日以降の日を記入

令和5年9月19日

荻田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙  
候補者 荻田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数(枚)	作成契約金額(円)	
令和5年 9月14日	株式会社〇〇印刷 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	1,600	13,120	
		枚数、金額は、契約書のとおり記載すること。		

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

苜田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 苜田町議会議員一般 選挙  
候補者 苜田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次のビラ作成枚数につき、苜田町議会議員及び苜田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和5年9月14日

契約書の契約日を確認。

2 契約の相手方の氏名又は名称  
代表者の氏名(法人の場合)  
住 所

株式会社〇〇印刷  
代表取締役 〇〇 〇〇  
苜田町富久町〇丁目〇番地

3 確認申請枚数 1,600枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今 回 の 枚 数 (b)	1,600枚	1,600枚
枚 数 計 (a) + (b)	1,600枚	1,600枚
備 考		

確認申請枚数は、作成枚数が限度枚数の1,600枚を超えるときは1,600枚、超えないときは作成枚数を記入すること。

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から苜田町選挙管理委員会へ提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その2)(第3条関係)

**ビラ確認申請書(様式第2号その2)の  
提出後に選挙管理委員会から交付する。**

確認番号 第 号

確 認 書(ビラ作成枚数)

令和5年9月〇〇日

苅田町選挙管理委員会委員長 三 溝 博

印

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月24日執行 **苅田町議会議員一般選挙**
- 2 候補者の氏名 **苅 田 太 郎**
- 3 確 認 枚 数 **1, 6 0 0**枚

#### 備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、苅田町に支払を請求することはできません。



ビラ作成証明書

令和 5 年 9 月 2 5 日

**選挙翌日以降の日付を記入する。**

令和 5 年 9 月 2 4 日執行 荻田町議会議員一般 選挙

候補者 荻 田 太 郎

**戸籍名を記載：署名又は記名押印**

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人に あってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇 荻田町富久町〇丁目〇番地
作 成 枚 数	1, 6 0 0 枚
作 成 金 額	1 3, 1 2 0 円
備 考	<b>実際に作成した枚数、 金額を記入する。</b>

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が荻田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、荻田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- (1) 枚数 町議会議員候補者 1,600枚  
町長候補者 5,000枚

- (2) 限度額 7円73銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額

\*1円未満の端数は、切上げ

様式第7号(その2)(第6条関係)

請 求 書  
(ビラの作成)

令和5年9月29日

苅田町長 様

氏名又は名称及び住所 苅田町富久町〇丁目〇番地  
並びに法人にあっては 株式会社〇〇印刷  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 12,368円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年9月24日執行 苅田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 苅田太郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇インサツ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ビラ作成枚数)及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、苅田町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

請 求 内 訳 書

ビラ作成証明書の  
枚数、金額と一致

確認書の枚数と一致

作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
8.20	1,600	13,120	7.73	1,600	12,368	7.73	1,600	12,368	

契約に基づき実際に作成したビラの単価、枚数、金額を記入してください。単価の1銭未満の端数は切り上げてください。

単価、枚数それぞれに限度額、限度枚数が定められています。

(A)と(D)のいずれか少ない方の金額を記入する。

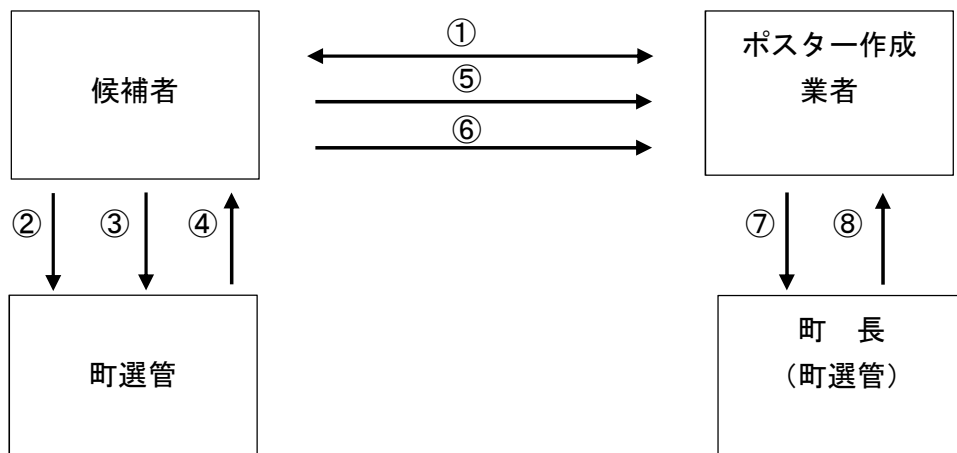
(B)と(E)のいずれか少ない方の枚数を記入する。

備考

- 1 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

作成金額と請求金額の差額は、候補者の負担となります。

## 選挙運動用ポスターの作成



順	手 続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	契約届出書 (ポスター作成) 【様式第 1 号(その 3)】	①の契約書の写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	確認申請書 (ポスター作成枚数) 【様式第 2 号(その 3)】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	確認書 (ポスター作成枚数) 【様式第 3 号(その 3)】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第 6 号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書 (ポスターの作成) 【様式第 7 号(その 3)】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町長⇒ポスター作成業者)		

様式第1号(その3)(第2条関係)

契約届出書(ポスター作成)

告示日以降の日を記入

令和5年9月19日

荻田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙

候補者 荻田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数(枚)	作成契約金額(円)	
令和5年 9月14日	株式会社〇〇印刷 荻田町富久町〇丁目〇番地 代表取締役 〇〇 〇〇	100	220,000	
		枚数、金額は、契約書のと おり記載すること。		

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第2号(その3)(第3条関係)

確認申請書(ポスター作成枚数)

告示日以降の日付を記入する。

令和5年9月19日

荏田町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月24日執行 荏田町議会議員一般 選挙  
候補者 荏田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次のポスター作成枚数につき、荏田町議会議員及び荏田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年9月14日 契約書の契約日を確認。
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 株式会社〇〇印刷  
代表者の氏名(法人の場合) 代表取締役 〇〇 〇〇  
住 所 荏田町富久町〇丁目〇番地
- 3 確認申請枚数 69枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今 回 の 枚 数 (b)	100枚	69枚
枚 数 計 (a) + (b)	100枚	69枚
備 考	確認申請枚数は、作成枚数が限度枚数の69枚を超えるときは69枚、超えないときは作成枚数を記入すること。	

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から荏田町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第3号(その3)(第3条関係)

ポスター確認申請書(様式第2号その3)の  
提出後に選挙管理委員会から交付する。

確認番号 第 号

確認書(ポスター作成枚数)

令和5年9月〇〇日

荻田町選挙管理委員会委員長 三 溝 博 印

荻田町議会議員及び荻田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 荻 田 太 郎
- 3 確認枚数 69枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、荻田町に支払を請求することはできません。

ポスター作成証明書

選挙翌日以降の日付を記入する。

令和5年9月25日

令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般 選挙

候補者 荻田太郎

戸籍名を記載：署名又は記名押印

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇 荻田町富久町〇丁目〇番地	実際に作成した枚数、金額を記入する。
作成枚数		100枚
作成金額		220,000円
当該選挙におけるポスター掲示場数		69

備考

ポスター掲示場数は、「69」を記入する。

- この証明書は、作成の実績に基づき、候補者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が荻田町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、荻田町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数

(2)限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

\*1円未満の端数は、切上げ

単価×確認された作成枚数＝限度額



様式第7号(その3)(第6条関係)

請 求 書  
(ポスターの作成)

令和5年9月29日

荻田町長 様

氏名又は名称及び住所 荻田町富久町〇丁目〇番地  
並びに法人にあっては 株式会社〇〇印刷  
その代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

荻田町議会議員及び荻田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により次の金額の支払いを請求します。

- 1 請求金額 151,800円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和5年9月24日執行 荻田町議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 荻田太郎
- 5 金融機関名、預金種別、口座名義及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇インサツ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した確認書(ポスター作成枚数)及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、荻田町に支払を請求することはできません。
- 3 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認の書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

請 求 内 訳 書

ポスター作製証明書の  
枚数、金額と一致

確認書の枚数と一致。

当該選挙 における ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
69	2,200	100	220,000	5,125	69	353,625	2,200	69	151,800	

契約に基づき実際に  
作成したポスターの  
単価、枚数、金額を記  
入してください。  
単価に1円未満の端数  
がある場合は切り上  
げて1円まで記入して  
下さい。

単価、枚数それぞれに  
限度額、限度枚数が定  
められています。

(A)と(D)のいずれか  
少ない方の金額を記  
入する。

(B)と(E)のいずれか  
少ない方の枚数を記  
入する。

備 考

- 1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (C)欄には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 3 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

\*1円未満の端数は、切上げ

- 4 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 5 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- 6 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

作成金額と請求金額の差額は、  
候補者の負担となります。

## 【選挙運動費用の公費負担に関するQ & A】

苅田町選挙管理委員会

### (1) 全 般

- ① 契約の締結にあたって、いくらで契約すればよいか分からないので、条例で決まっている限度額で契約をしようと思いますが、問題はありますか？

条例は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように、適切な契約を行っていただく必要があります。

- ② 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

- ③ 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

候補者が公費負担制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面で締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。

また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次に掲げる内容が記載されている必要があります。

- ア 有償契約であること。
- イ 契約期間の記載があること。
- ウ 契約金額（1日当たりの金額を含む。）の記載があること。
- エ 車両が特定（車種名、車両のナンバー等が記載）されていること。
- オ 契約年月日の記載があること。
- カ 借受者が候補者であること。

④ 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか？

それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

※ 選挙運動費用の公費負担を請求する際に、必要とされる書類（業者が町長（選挙管理委員会）へ提出する請求書に添付）となります。

⑤ 町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。  
（印影など一部非開示部分があります。）

## (2) 自動車の借入れ

### ① 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか？

主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。

候補者1人につき1台です。

### ② 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？

2台とも公費負担の対象になりますか？

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

### ③ 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか？

公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

### ④ 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点がありますか。

契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用自動車運送事業を営業者」に限られます。

- ⑤ レンタカー業者に選挙運動用の看板やスピーカーを取り付けてもらい、その費用も含めて、レンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象になりますか？

車両本体のみが公費負担対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の附帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

- ⑥ 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか？

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間のみです。

したがって、選挙運動期間前の借入れ代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が、公費負担対象の期間となります。

- ⑦ 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載するものです。

選挙運動期間前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

⑧ 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額は？

自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合には、16,100円）について、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

⑨ レンタカー業者から選挙運動用自動車として、様々な装備品のオプションを付けたレンタカーを借りようと思っています。この場合、オプション等の附帯料金は、公費負担の対象になりますか？

(例) 附帯料金

・ 免責補償料（任意保険）	1, 200円/日
・ 特別装備品（予備バッテリー）	1, 500円/日
・ 装備品使用料（ルーフキャリア）	1, 300円/日
・ 保険補償以外のサービスに係る保険料	500円/日

公費負担の対象は車両本体であるため、レンタカー業者から借入する場合、業者が国土交通省に届出をしている「基本料金」には、車両本体と保険補償（対人、対物等の保険）の料金が含まれています。

したがって、上記事例のように別途、免責補償料を任意で契約し、支払う場合や、看板を取り付けるために借り受けたルーフキャリアなどの装備品使用料等の付帯料金は、公費負担の対象となりませんので、契約に含まれる場合には、契約書上に内訳を記載するか、契約内容の内訳明細書が必要となります。

⑩ 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか？

公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

⑪ レンタカーの許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか？

契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

⑫ 親族から自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担請求をすることはできますか？

生計を一にする親族から契約を締結のうえ自動車を借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※ 親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族を言います。



### (3) 燃料供給

① 選挙事務所の連絡用自動車に使用した燃料代も公費負担の対象となりますか？

対象になりません。  
選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

② 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て公費負担の対象になりますか？

選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。  
公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

③ 2社以上のガソリンスタンドで給油をした場合、2社とも公費負担請求することはできますか？

請求できます。  
ただし、いずれの業者との間にも契約締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

④ 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいのですか？

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要になりますので、必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。  
なお、給油伝票には、給油日、給油量、車番（登録番号）、給油金額が記載されていることが必要になります。

#### (4) 運転手の雇用

- ① 雇った運転手に、選挙運動用自動車以外の事務所の連絡用の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全て公費負担の対象になりますか？

選挙運動用自動車を運転していない日は対象となりません。

- ② 選挙運動期間前から雇っていた場合、その期間も含めた雇用費用を公費負担請求することはできますか？

請求できません。

公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間中のみです。

- ③ 選挙運動期間の前半をA氏に、後半をB氏にお願いする予定ですが、いずれも公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象となります。

ただし、公費負担できるのは、1日当たり1人に限ります。

- ④ 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、この契約金額を公費負担請求することはできますか？

請求できません。

法人と契約した場合、1候補者1日1人という原則が満たされない場合があることから、必ず運転する個人と契約してください。

- ⑤ 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか？

運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対して支払う報酬が公費負担の対象になります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象にはなりません。

## (5) 選挙運動用ポスターの作成

### ① 公費負担の対象となるのはどんなポスターですか？

ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター（公職選挙法第143条第1項第5号）です。

### ② ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか？

ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、ポスター作成に要した費用であれば、公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）  
例えば、印刷費のほか、デザイン料、写真撮影費などが考えられます。

### ③ 選挙事務所の表示用や個人演説会用のポスターは公費負担の対象となりますか？

公費負担の対象となりません。

### ④ 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

通常葉書の印刷費用は対象となりません。  
選挙運動用ポスター以外は、公費負担の対象となりません。

### ⑤ 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約業者との間で、町民の理解を得られるよう明確かつ分かりやすい方法で、公費負担の対象と対象外費用とに区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

⑥ ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

この場合、全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数×限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価とそれぞれ比較して低いほうを掛け合わせたものになります。

(例)

ア	条例の限度枚数	69枚	イ	条例の限度単価	5,125円
ウ	実際の作成枚数	100枚	エ	実際の作成単価	2,200円

【正しい計算方法】

・(公費負担の対象枚数) ⇒枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較  
ア又はウの少ない方 ⇒69枚 (A)

・(公費負担の対象単価) ⇒単価について、条例の限度と実際の単価を比較  
イ又はエの少ない方 ⇒2,200円 (B)

・(公費負担額) ⇒枚数、単価をそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

(A) (B)

69枚×2,200円=151,800円 <正しい請求金額>

【誤った計算方法】

「限度枚数(69枚)×限度単価(5,125円)」で算出される額『353,625円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数(ウ)と実際の作成単価(エ)を掛け合わせて算出した。

(ウ) (エ)

100枚×2,200円=220,000円 <誤った請求金額>

作成枚数と限度枚数とを比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを比較して少ない方の額	=	公費負担額
------------------------	---	-----------------------	---	-------

## (6) 選挙運動用ビラの作成

### ① 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

### ② 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか？

- ・枚数 町議会議員 1,600枚以内  
町長 5,000枚以内
- ・種類 2種類以内
- ・規格 長さ 29.7cm×幅 21cm (A4版) 両面印刷が可能
- ・記載内容 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなくてはなりません。

なお、頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

### ③ 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

次の場所において、頒布することができます。

- ・新聞折込みによる頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

### ④ 選挙運動用ビラと選挙運動用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約業者との間で、町民の理解を得られるよう明確かつ分かりやすい方法で、公費負担の対象と対象外費用とに区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

⑤ ビラ作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか？

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額でなく、作成枚数が限度枚数の範囲内であること、かつ、作成単価が限度単価の範囲内であることが前提となります。

〈計算例〉 町議会議員選挙の場合

「限度枚数（１，６００枚）」×「限度単価（７円７３銭）」  
＝１２，３６８円・・・(1)

実際の作成枚数：１，０００枚 実際の作成単価：８円２０銭  
１，０００枚×８円２０銭＝８，２００円・・・(2)

(2)は(1)の範囲内であるが、作成単価が限度単価を超えているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、  
１，０００枚×７円７３銭＝７，７３０円となります。

〈計算例〉 町長選挙の場合

「限度枚数（５，０００枚）」×「限度単価（７円７３銭）」  
＝３８，６５０円・・・(1)

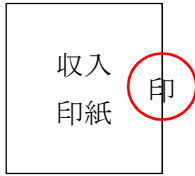
実際の作成枚数：５，０００枚 実際の作成単価：８円２０銭  
５，０００枚×８円２０銭＝４１，０００円・・・(2)

(2)は、作成単価が限度単価を超えているために、公費負担の対象にはなりません。この場合、公費を受けられるのは、  
５，０００枚×７円７３銭＝３８，６５０円となります。

作成枚数と限度枚数とを 比較して少ない方の枚数	×	作成単価と限度単価とを 比較して少ない方の額	=	公費負担額
----------------------------	---	---------------------------	---	-------

## 参考様式

### 【契約書記載例】



選挙運動用自動車運送契約書

苅田町議会議員選挙候補者 苅田太郎（以下「甲」という。）と株式会社〇〇タクシー（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車 種 普通自動車  
登録番号 北九州〇〇〇あ〇〇〇〇
- 3 台 数 1 台
- 4 使用期間 令和 5 年 9 月 1 9 日から  
令和 5 年 9 月 2 3 日まで （ 5 日間 ）
- 5 契約金額 2 7 5 , 0 0 0 円（消費税を含む。）  
（1 日あたり 5 5 , 0 0 0 円）

実際に運行の契約期間を記載すること。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苅田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苅田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は苅田町に請求できない。

7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 9 月 1 4 日

甲 苅田町議会議員選挙候補者

住 所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

氏 名 苅 田 太 郎

印

乙 住 所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

名 称 株式会社〇〇タクシー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印



選挙運動用自動車賃貸借契約書

苅田町議会議員選挙候補者 苅田太郎（以下「甲」という。）と株式会社〇〇レンタカー（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

- 1 使用目的 公職選挙法第 141 条に基づき選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 車種 普通自動車  
登録番号 北九州〇〇あ〇〇〇〇
- 3 台数 1 台
- 4 使用期間 令和 5 年 9 月 1 4 日から  
令和 5 年 9 月 2 3 日まで（1 0 日間）
- 5 契約金額 1 3 2, 0 0 0 円（消費税を含む。）  
（1 日あたり 1 3, 2 0 0 円）

実際に借入を行う期間を記載すること。

6 使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

7 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苅田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苅田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第 93 条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は苅田町に請求できない。

8 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和 5 年 9 月 1 0 日

甲 苅田町議会議員選挙候補者

住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

氏名 苅田太郎

印

乙 住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

名称 株式会社〇〇レンタカー

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

苜田町議会議員選挙候補者 苜 田 太 郎 (以下「甲」という。)と株式会社〇〇石油 (以下「乙」という。)は、選挙運動のための自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

- 1 供給する期間 令和5年9月19日から  
令和5年9月23日まで (5日間)
- 2 供給場所 所在地 苜田町富久町〇丁目〇番地  
名称 株式会社〇〇石油 〇〇給油所
- 3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 車種 普通自動車  
登録番号 北九州〇〇あ〇〇〇〇

- 4 単 価 単価1ℓあたり 150円  
(単価は、消費税を含んだ額である)

- 5 契約金額 上記の単価に期間中の供給総量を乗じた額を契約金額

- 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、苜田町議会議員及び苜田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苜田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苜田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は苜田町に請求できない。

- 7 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和5年9月14日

甲 苜田町議会議員選挙候補者  
住所 福岡県京都郡苜田町富久町〇丁目〇番地  
氏名 苜 田 太 郎 (印)

乙 住所 福岡県京都郡苜田町富久町〇丁目〇番地  
名称 株式会社〇〇石油  
代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

法人との契約の場合は公費負担の対象となりません。

苅田町議会議員選挙候補者 苅田太郎（以下「甲」という。）と福岡次郎（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動のための自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

- 1 運転する期間 令和5年9月19日から  
令和5年9月23日まで（5日間）
- 2 契約金額 50,000円（消費税を含む。）  
（1日につき 10,000円）  
原則として毎日8時00分から20時00分まで
- 3 運転する自動車の車種及び登録番号 車種 普通自動車  
登録番号 北九州〇〇あ〇〇〇〇

実際の運行（雇用）期間を記載すること。

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苅田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苅田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は苅田町に請求できない。

5 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和5年9月14日

甲 苅田町議会議員選挙候補者

住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

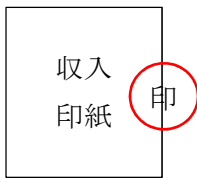
氏名 苅田太郎

印

乙 住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

氏名 福岡次郎

印



選挙運動用ビラ作成契約書

苅田町議会議員選挙候補者 苅田太郎（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

- 1 品名・規格 公職選挙法第142条第1項第7号に定めるビラ
- 2 枚数 1,600枚
- 3 契約金額 13,120円（単価 8円20銭）  
（注）契約金額・単価は消費税を含んだ金額である。
- 4 納入期限 令和5年9月16日
- 5 請求及び支払

実際に印刷する枚数、金額を記載すること。

この契約に基づく契約金額については、乙は、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苅田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苅田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は苅田町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和5年9月14日

甲 苅田町議会議員選挙候補者

住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

氏名 苅田太郎

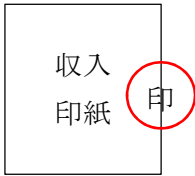
印

乙 住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

名称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印



選挙運動用ポスター作成契約書

苅田町議会議員選挙候補者 苅田太郎（以下「甲」という。）と株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

候補者氏名は、戸籍名を記載すること。

1 品名・規格 公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター

2 枚数 100枚

3 契約金額 220,000円（単価 2,200円）

実際に印刷する枚数、金額を記載すること。

（注）契約金額・単価は消費税を含んだ金額である。

4 納入期限 令和5年9月16日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、苅田町議会議員及び苅田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき苅田町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、苅田町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は苅田町に請求できない。

6 その他

この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

令和5年9月14日

甲 苅田町議会議員選挙候補者

住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

氏名 苅田太郎

印

乙 住所 福岡県京都郡苅田町富久町〇丁目〇番地

名称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇

印